

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 3 年 6 月 23 日

香川県埋蔵文化財センター 所長 高原 康

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

埋蔵文化財整理業務（内間遺跡）に係る金属器・木製品保存処理業務

(2) 委託業務の内容

埋蔵文化財整理業務（内間遺跡）に係る金属器・木製品保存処理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託業務の実施場所

受託者施設

(4) 委託期間

令和 3 年 7 月 15 日（予定）から令和 4 年 2 月 4 日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

(1) 契約の内容を示す日時及び場所

令和 3 年 6 月 23 日から令和 3 年 6 月 29 日まで（日曜日、土曜日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時） なお、メールによる入札説明書交付申請も可である。

メールアドレス（maibun@pref.kagawa.lg.jp）に交付申請ください。

（lg は LG の小文字です）

郵便番号 762-0024

香川県坂出市府中町字南谷 5001 番地 4

香川県埋蔵文化財センター総務課

電話番号 0877-48-2191

(2) 入札説明書の交付

別紙入札説明書交付申請書に必要事項を記載の上、(1)の期間内に上記連絡先まで提出すること。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和3年6月30日午後5時までに3(1)に示した場所等に対し文書で行うこと。

回答は、令和3年7月1日までに入札説明書交付申請者全員に周知する。

5 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和3年7月13日 午後4時

(2) 開札の日時

令和3年7月14日 午前9時

(3) 開札の場所

香川県埋蔵文化財センター総務課

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和3年7月7日までに入札・契約保証金減免申請書を香川県埋蔵文化財センター総務課に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(6) 本公告に示した委託業務を、当該委託業務の実施計画書等により、入札説明書又は仕様書で指定する内容どおり確実に実施することができることを証明した者であること。

(7) 本公告に示した委託業務に係る円滑な実施の体制が整備されていることを証明した者であること。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の(6)、(7)の要件を満たすことを証明する書類を令和3年7月7日午後3時までに、3(1)に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競

争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和3年7月9日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時において、交付を受けること。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。